

## 州か連邦か？複雑すぎる米国

ケチャップでテンションが上がるというのはおかしいかもしれませんが、9月6日に出了た判決は、私にとってそんな感じの判決でした。Wawrzynski v. H.J. Heinz Company には、司法管轄権の複雑さを改めて考えさせられました。

ミシガン州に住むWawrzynskiさんが、ケチャップなどの薬味のためのコンテナを発明して米国特許第 5,767,990号を獲得しました。図4～図6でわかるように、蓋の部分に特徴があります。フライドポテトなどを蓋の中央部に設けられたスリット開口部から突き刺すようにコンテナに入れ、抜き出すと、その際にポテトの表面をスリット開口部が拭うのです。これによって、自動的に薬味が無駄に使われなくなります。

Wawrzynskiさんはこの特許を1997年に得、2008年にHeinz社に手紙を送ってこの特許を売る提案をしました。Heinz社はそれに興味を示し、Wawrzynskiさんとミーティングをしました。その際、彼は、当該特許のコンテナの上をいく「二重機能」の新コンテナをHeinz社に提案したようです。あくまでも、Wawrzynskiさんの主張によりますが、その「二重機能」の新コンテナは、特許にかかるコンテナのようにディップ (dip) できるのみならず、コンテナから薬味を絞り出す (squeeze) こともできるものでした。

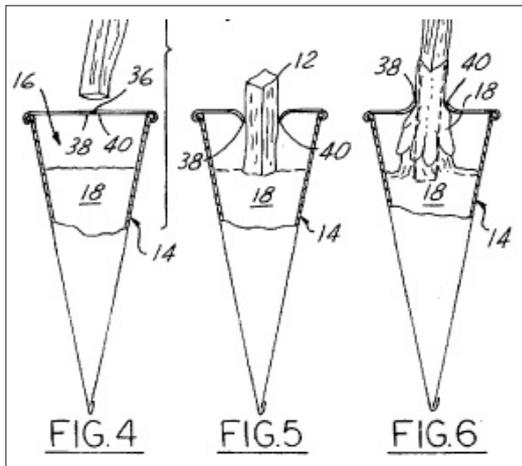
上記ミーティングでは、Heinz社は結局興味がないと言ってWawrzynskiさんを帰しました。そしてその数ヶ月後、Heinz社から新しい「Dip & Squeeze」というケチャップ製品の販売が始まりました。

United States Patent [19]		[11] Patent Number:	5,676,990
Wawrzynski		[45] Date of Patent:	Oct. 14, 1997
[54]	METHOD OF FOOD ARTICLE DIPPING AND WIPING IN A CONDIMENT CONTAINER	3,424,351	1/1969 Cilluffo et al. .... 220895
[76]	Inventor: David W. Wawrzynski, 25501 Cole, Roseville, Mich. 48066	3,442,413	5/1966 Damiani ..... 220895
		3,799,614	5/1974 Schmidt et al. .... 215547
		3,823,840	1/1975 Zuckerman ..... 425680
		3,861,284	1/1975 Condit ..... 220700
		3,939,041	12/1975 Komara et al. .... 220700
		3,958,666	2/1976 Milligan ..... 426115
[21]	Appl. No.: 499,963	3,955,066	5/1976 Sakosky et al. .... 426115
[22]	Filed: Apr. 29, 1996	4,009,252	10/1980 Bruckman ..... 426115
[51]	Int. Cl. <sup>7</sup> B65D 25/00; B65D 85/72; A23L 1/00	4,854,466	1/1980 Lane ..... 426115
[52]	U.S. Cl. 426/385; 426/115; 426/502; 426/594; 220/695; 220/700; 15/225/4; 118/13; 118/110	5,271,900	1/1994 Weaver ..... 426115
[58]	Field of Search 426/112, 115, 426/122, 123, 305, 302, 394, 220/695-702, 215/247; 15/220/4; 118/13, 16, 100	FOREIGN PATENT DOCUMENTS	
[56]	References Cited	97507 10/1990 Hana ..... 220700	
	U.S. PATENT DOCUMENTS	202588 11/1980 United Kingdom ..... 220700	
	1,810,837 6/1931 MacIntyre	220902 11/1980 United Kingdom ..... 220700	
	2,122,299 6/1938 Sloan	Primary Examiner—Steven Weintraub	
	2,157,452 5/1939 Fair	Attorney, Agent, or Firm—Peter D. Keefe	
	2,257,823 10/1941 Sader	[57] ABSTRACT	
	2,436,291 2/1948 Daulton	A food wiping condiment container for removing excess condiment from a food article after being dipped therewith. The condiment container has a body, a thin, flexible cap sealably attached to the body, and a tear-away strip attached to the cap. When the tear-away strip is torn from the cap, a slit is formed in the cap with mutually opposed side edges. When a food article is partially inserted into the condiment container through the slit, the side edges of the cap wipe against the food article. Accordingly, after the food article is partially dipped into a condiment stored inside the condiment container, the side edges of the cap wipe against the food article to limit the thickness of condiment adhering to the food article as it is moved therefrom.	
	2,677,619 3/1953 Shapiro	2 Claims, 1 Drawing Sheet	
	2,785,692 3/1957 Gordon		
	2,813,799 11/1957 Bieder et al.		
	2,918,373 12/1959 Wenzel		
	2,925,148 2/1960 Cummings		
	3,022,616 2/1962 Spooner		
	3,080,238 3/1963 Kraft et al.		
	3,368,687 1/1967 Davy		
	3,449,972 10/1967 Whitford		
	3,380,646 4/1968 Doyen et al.		

それで、WawrzynskiさんはHeinz社を提訴しました。

訴状の提出先は、Wawrzynskiさんが住むミシガン州の“州”地方裁判所でした。それを受けたHeinz社は、本社がペンシルバニア州にあることから、ペンシルバニア州への移転 (transfer) を要求し、それが認められて裁判はペンシルバニア州の“連邦”地方裁判所に移りました。ここで、ペンシルバニア州の“州”地方裁判所ではなく、“連邦”地方裁判所となるのは、当事者が別々の州に属しているからです。同じ内容で争っても、当事者の住所が同一州内か別々の州かで裁判所が変わってきます。

次に、ペンシルバニア州の“連邦”地方裁判所では、特許法がらみの争いであると判断しました。特許法がからんでくると地方裁判



所では扱えません。ペンシルバニア州の“連邦”地方裁判所は略式判決をだし、この訴訟は“連邦”控訴裁判所（CAFC）に移転されたのです。

そして、“連邦”控訴裁判所では、訴訟の内容を検討した結果、自らの管轄では無いと判断し、ペンシルバニア州の“連邦”地方裁判所に裁判を戻しました。

上で書いた、Wawrzynskiさんが訴訟を提起するまでのいきさつからわかりますように、争点は一見すると特許権に関係しているようなのですが、実は特許権とは関係がありません。彼が訴状の中で自分の特許のことに言及したのは経過を説明するため。実際の訴状では、暗黙契約違反や不当利益が訴えられていたのです。それらは州法の領域ですので、“連邦”控訴裁判所の管轄ではないのです。

米国は複雑な国です。共和制的統治制度の下、50の州と1つの区域（ワシントンDC）とが“雑多”に集まった集合体です。英国から独立するための独立戦争を経て、圧政的な植民地支配の苦勞が身に染みていた米国人は連邦のようなものが持つ力が恐ろしく、州の独自の力をしっかりと保つよう勤めました。

今でも、大部分の法律はそれぞれの州が管轄権を持っています。たとえば、契約法・家族法・不法行為法などは州の法律に基づき、その内容は州によりかなり異なっているのです。一方で、個性的な州と州の間で様々な法上の葛藤が生じます。これを処理するため、連邦政府が作られ、連邦法が作られました。

さて、“連邦”控訴裁判所で管轄権がないと判断された本訴訟は、どこまで戻するのか？ Wawrzynskiさんの争点には“連邦”控訴裁判所が扱うにふさわしいものがなく、ペンシルバニア州の“連邦”地方裁判所の判断が間違っていました。一方、州法で判断すべき事項であっても、原告と被告が別々の州から来ているなら連邦裁判所が管轄権を持ちます。結局、Wawrzynskiさんが提訴した訴訟は、彼が住むミシガン州の“州”地方裁判所ではなく、また“連邦”控訴裁判所でもなく、ペンシルバニア州の“連邦”地方裁判所で裁かれることになりました。

で、ペンシルバニア州の“連邦”地方裁判所での判決は？…管轄権を巡って行ったり来たりして、まだ出ていません。

ああ、ややこしい！

建国以来の重要な歴史を積み重ねてつくられてきた“合理的”なシステムであるとはいえ、もう少しシンプルにならないものかと思っています。

### 筆者紹介

ネルソン・グラム

U.S. Attorney (Virginia Bar), Global IP Counselors, LLP 所属。

1981年米国バージニア州生まれ。ジョージ・ワシントン大学（DC）で国際関係論を学びながら、ウルグアイ大使館でインターン。卒業後、2003年渡日、香川県三野町（現在三豊市）の国際交流協会で一年勤務。うどんが大好物となる。帰国後、ジョージ・メーソン大学ロースクール卒。2008年8月からGlobal IP Counselors, LLPに弁護士として勤務。趣味は読書、運動。好きな言葉は「鳴かぬ鶯が身を焦がす」。